

公 安 委 員 会	鳥獣被害防止特措法に係る 共同命令案等について	平成24年9月6日
説明資料No. 1		保 安 課

1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（注1）が平成24年3月に改正され、猟銃の技能講習に係る特例に関する規定（同法附則第3条）が設けられたところ、同規定により技能講習が免除される者の範囲等を定めるため、内閣府令・農林水産省令・環境省令（注2）を制定等するもの。

（注1）平成19年法律第134号。以下「特措法」という。

（注2）以下「共同命令」という。

2 意見募集の結果

共同命令案等について、平成24年7月20日から8月18日までの間、意見公募手続を実施したところ、124件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁・農林水産省・環境省の考え方は別添のとおりであるが、主な意見は下記のとおりである。

- 「対象鳥獣の捕獲等をした者」に加え、「対象鳥獣の捕獲等に参加した者」も技能講習免除の対象者とすべきである。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（注1）第9条第8項の「従事者」（注2）として対象鳥獣の捕獲等を行う者だけでなく、同条第1項の「許可を受けて」捕獲等を行う者も、技能講習免除の対象者とすべきである。

（注1）平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。

（注2）鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けた者の監督の下に捕獲等に従事する者

3 共同命令案の内容

- (1) 特措法附則第3条第1項の共同命令で定める者は、次のいずれにも該当する者とする（第1条関係）。
 - 1年内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと
 - 3年内に銃刀法上の指示処分を受けていないこと
- (2) 特措法附則第3条第2項の共同命令で定める者は、次のいずれにも該当する者とする（第2条関係）。
 - 1年内に被害防止計画に基づき、鳥獣保護法第9条第1項の許可

を受けて又は同法第9条第8項の従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと

- 3年以内に銃刀法上の指示処分を受けていないこと

※ 下線部分は上記2の意見を受けて変更した部分である。

4 銃刀法施行規則改正案の内容

特定鳥獣被害対策実施隊員等の猟銃の所持許可又は所持許可の更新に係る申請書の添付書類について定めるため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年總理府令第16号）について所要の改正を行う。

※ 意見募集前からの変更はなし。

5 今後の予定

平成24年9月14日（金） 公布

平成24年9月28日（金） 施行

公安委員会 説明資料No. 2	警察庁長官に対する異議申立てに係る 決定及び開示請求に係る決定について (行政機関情報公開法関係)	平成24年9月6日 総務課
--------------------	---	------------------

(略)

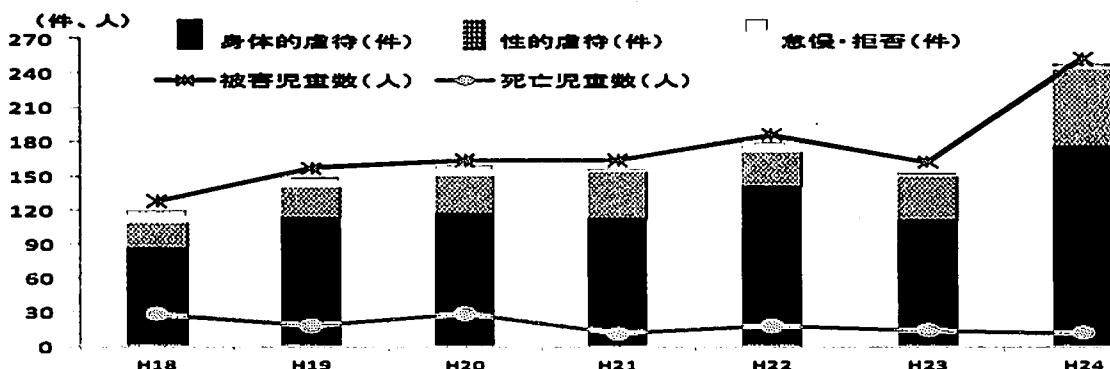
1 児童虐待

(1) 児童通告状況

- 警察から児童相談所に通告した児童数は7,271人と、前年同期と比べて大幅な増加（37.7%増）。
- 態様別では、いずれの態様も増加する中、「心理的虐待」が60.8%増加して3,634人に上り、全体の半数を占めている。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23 上半期	H24 上半期	増減
通告人員	1,703	3,516	6,066	6,277	9,038	11,536 5,281	7,271	+1,990 (37.7%)
身体的虐待	968	1,734	2,508	2,558	3,754	4,484 2,042	2,300	+258 (12.6%)
性的虐待	91	86	117	149	129	160 73	83	+10 (13.7%)
怠慢・拒否	476	880	1,196	1,137	1,701	2,012 806	1,254	+348 (38.4%)
心理的虐待	168	816	2,245	2,433	3,454	4,890 2,260	3,634	+1,374 (60.8%)

(2) 検挙状況



	H18 上半期	H19 上半期	H20 上半期	H21 上半期	H22 上半期	H23 上半期	H24 上半期
検挙件数	297	300	304	334	352	384	248
身体的虐待	199	211	205	234	270	270	175
性的虐待	75	69	82	91	67	96	68
怠慢・拒否	23	27	34	41	31	38	5
心理的虐待	0	0	0	0	0	1	0
検挙人員	329	323	316	355	385	409	255
被害児童数	316	315	316	346	360	398	252
うち死亡児童数 (構成比)	128	157	164	164	186	162	12 (4.8%)

※ 無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

ア 概況

- 児童虐待事件の検挙件数・人員は、248件（前年同期比62.1%増）、255人（同56.4%増）であり、検挙事件に係る被害児童数は252人（同55.6%増）で、いずれも上半期統計のある平成12年以降で最多。

- 被害児童数に占める死亡児童数（12人）の割合は4.8%で、過去最少。

イ 態様別

- 検挙全体の7割を占める「身体的虐待」の被害児童（178人）につい

ては、男児（91人）が女児（87人）よりわずかに多く、年齢別では、0歳児が19人（10.7%）で最も多い。

また、検挙された加害者180人のうち8割近く（139人）は男性であり、被害児童との関係別では、「実父」が71人で最も多く、次いで「実母」が39人となっている。

なお、男性加害者による被害児童数は、児童の年齢別で大きな差異は認められないが、「実母」による被害は、0歳児が10人（うち死亡3人）と特に多く、3歳児以下で41.0%（16人）を占めている。

身体的虐待における被害児童の年齢別・加害者との関係別

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
父	9	9	5	9	9	3	8	7	10	7	4	5	9	8	11	8	14	7	142
実父	8	4	2	4	3	1	2	0	2	2	4	2	6	6	9	5	7	6	73
親 養・繼父	1	1	2	1	1	2	6	3	2		1	2			2	5			29
内 縁	4	1	3	5	1	3	1	4	3		1		2	1	1	1	1		32
等 その 他	1		1				1		1		1	1		1		1			8
母	10	2	3	1	1	2	1		3	1	4	1	3	4		2	1		39
親 養・繼母											1	1							2
合 計	19	11	8	10	10	5	9	7	13	8	9	6	13	12	11	8	16	8	183

※「実父」による事件には被害児童3人の事件が1件あり、「養・繼父」の事件には被害児童2人の事件が1件ある。

※共犯事件による被害児童5人については、それぞれの加害者に計上している。

- 「性的虐待」の被害児童（69人）は、女児が66人、男児が3人（男児は0～3歳で、いずれも実母による児童ポルノ事犯。）。

また、検挙された加害者68人中、男性が62人で、うち「養・繼父」27人、「実父」21人、「内縁」11人となっている。

- 「怠慢又は拒否」の被害児童（5人。うち死亡2人）は全て3歳児以下で、両親による被害が2件、実母による被害が3件。

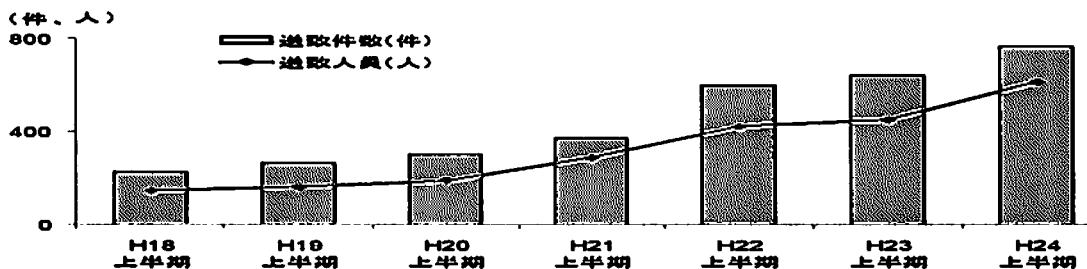
(3) 今後の対策

引き続き、児童相談所を始めとする関係機関との連携を強化するとともに、児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護に向けた取組を推進する。

2 児童ポルノ事犯

(1) 概況

- 児童ポルノ事犯の送致件数・人員は、764件（前年同期比19.9%増）、612人（同37.2%増）と引き続き増加し、いずれも過去最多。
- インターネット関連事犯は655件で、全体の85.7%を占める。
※ 児童ポルノを提供等する手段としてインターネットを利用した事犯のほか、出会い系サイト等で約束した児童買春の機会を利用して撮影した製造事犯などを含む。
- 児童ポルノの流通事犯（提供罪及び公然陳列罪。目的所持等を含む。）467件のうち、有償によるものは54件にとどまり、無償による流通が88.4%を占める。

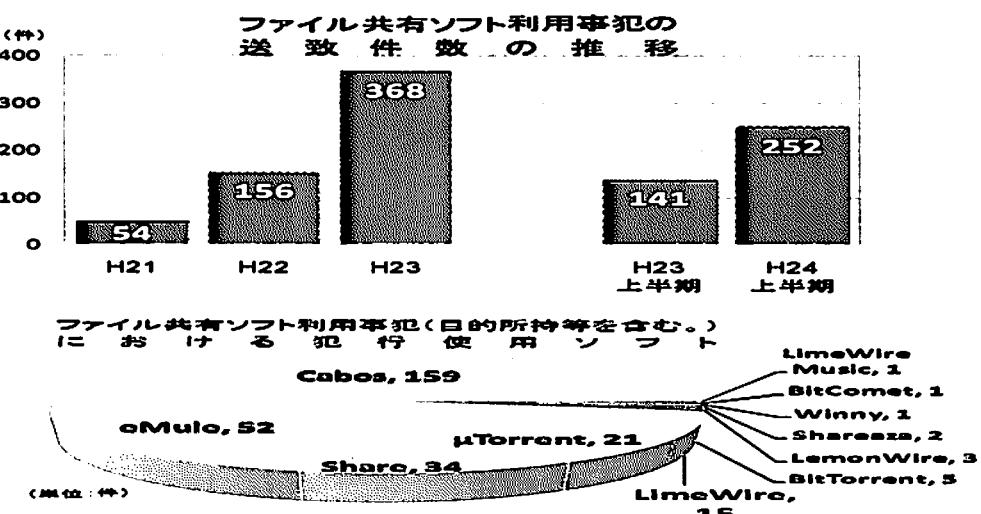


(2) 低年齢児童の深刻な被害

- 事件検挙を通じて平成24年上半年に特定された被害児童275人に、年齢鑑定を実施して事件化した被害児童321人を加えた596人のうち、小学生以下（年齢鑑定で可能性ありと認定されたものを含む。）は53.5%（319人）を占め、児童ポルノ事犯の約半数は低年齢の児童が被害者と認められる。
- 事件検挙を通じて特定された小学生以下の児童ポルノ（被害児童数40人）の製造手段については、強姦・強制わいせつによるものが82.5%に上る。

(3) ファイル共有ソフト利用事犯の急増と多様化

- ファイル共有ソフト利用事犯は252件と急増し、過去最多を記録した前年同期（141件）の約1.8倍。
- 新たなファイル共有ソフト（Shareaza、LimeWireMusic）も使用されるなど、犯行に使用されたファイル共有ソフトは11種類に上っている。



(4) 今後の対策

低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯やファイル共有ソフト利用事犯を始め、悪質な児童ポルノ事犯の取締り強化、流通・閲覧防止措置等、児童ポルノ排除総合対策を引き続き推進する。

1 趣旨

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）附則第3条第1項に基づき、政府内で民法の成年年齢の引下げについて検討されていることに伴い、当庁においても、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の年齢条項について、その引下げの当否を検討中。

喫煙・飲酒の年齢制限は、国民生活に密接に関連するため国民の意識を十分に考慮する必要があることから、今後の検討に資するよう、内閣府の協力を得て、特別世論調査を実施したもの。

2 調査の概要

(1) 調査主体

内閣府政府広報室

(2) 調査期間

平成24年7月26日（木）から8月5日（日）までの間

(3) 調査対象

全国20歳以上の日本国籍を有する者 3,000人

(4) 有効回収数（率）

1,913人 (63.8%)

(5) 調査方法

調査員による個別面接聴取

3 調査結果

(1) 適正な制限年齢

喫 煙

現行の年齢から引き上げる

- 現行の年齢どおり20歳とする
- 現行の年齢から引き下げ19歳とする
 - 現行の年齢から引き下げ18歳とするが、18歳の高校生は吸えない
 - 現行の年齢から引き下げ18歳とし、18歳の高校生も吸える
 - 現行の年齢から引き下げ18歳未満のいずれかとする
 - わからない

10.8

76.2

1.9

6.6

2.7

0.7

(単位：%)

1.0

飲 酒

現行の年齢から引き上げる

- 現行の年齢どおり20歳とする
- 現行の年齢から引き下げ19歳とする
 - 現行の年齢から引き下げ18歳とするが、18歳の高校生は飲めない
 - 現行の年齢から引き下げ18歳とし、18歳の高校生も飲める
 - 現行の年齢から引き下げ18歳未満のいずれかとする
 - わからない

6.7

77.2

2.6

10.4

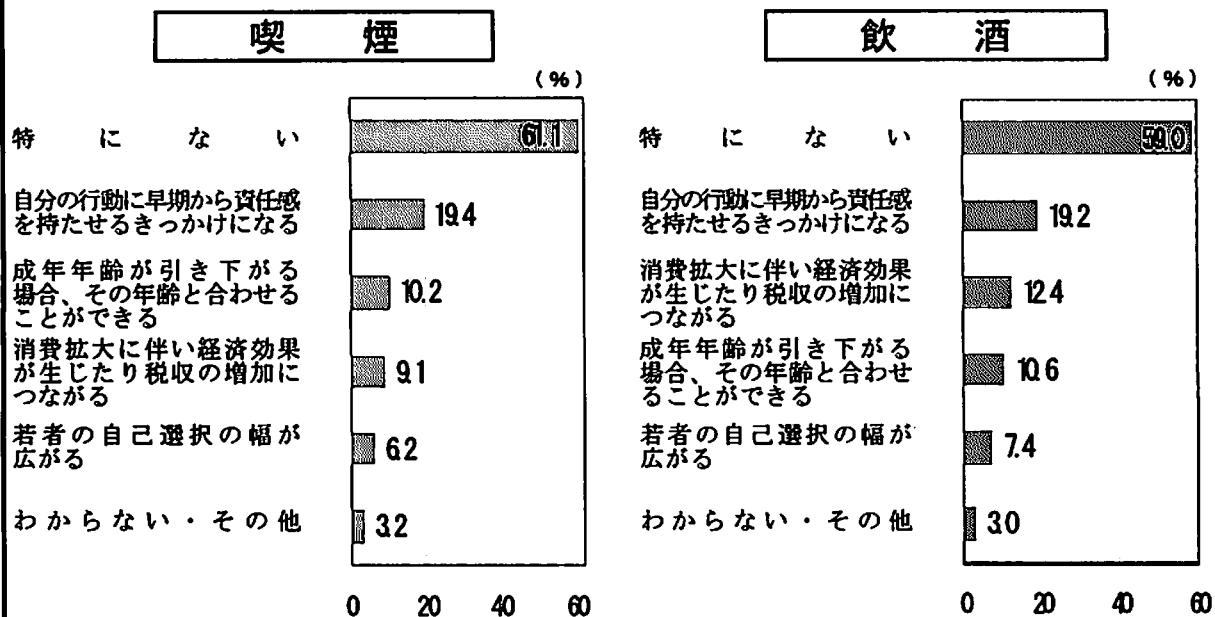
1.21.4

0.6

(単位：%)

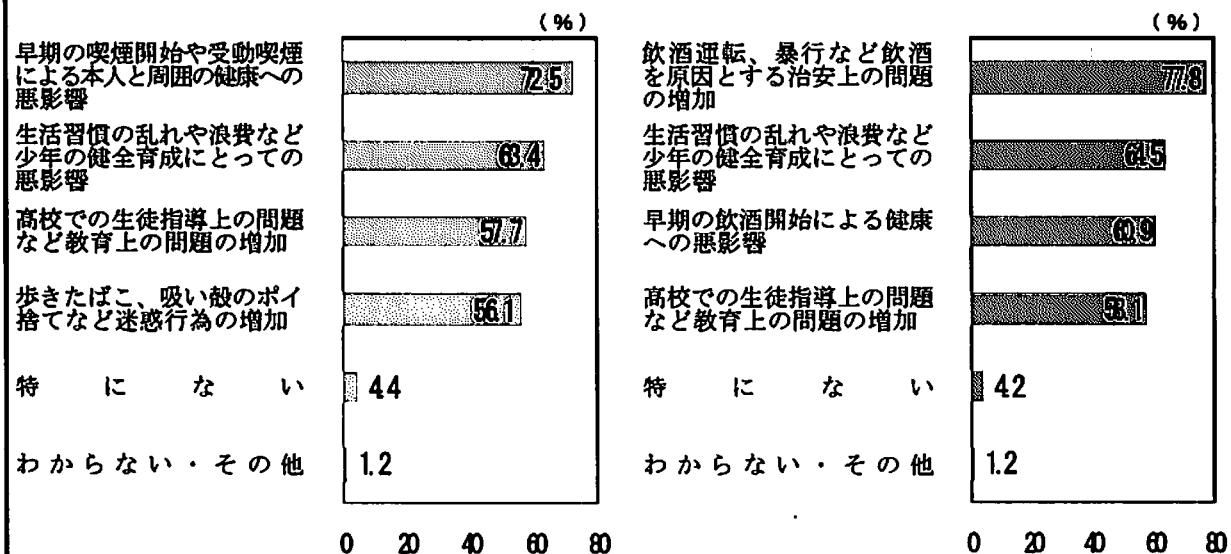
- 喫煙、飲酒ともに「現行の年齢どおり20歳とする」が約8割を占め、特に喫煙では「現行の年齢から引き上げる」も10.8%に上った。

(2) 年齢制限の引下げのメリット（複数回答）



- 喫煙、飲酒とともに、年齢制限の引下げのメリットは「特にない」が約6割を占めた。

(3) 年齢制限の引下げのデメリット（複数回答）



- 喫煙、飲酒ともに、9割以上の回答者が、制限年齢を引き下げた場合には心配がある旨回答しており、喫煙では「本人と周囲の健康への悪影響」を、飲酒では「治安上の問題の増加」を挙げた者が特に多い。

4 今後の取組

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の年齢条項については、今回の調査で判明した国民の意識を始め、青少年の心身に与える影響、関係法令の改正動向等を踏まえ、必要な法制上の措置について検討を進めていく。なお、調査結果については、9月6日（木）午後4時30分、内閣府において公表予定。

公 安 委 員 会 説明資料No.5	警察庁サイバーセキュリティ重点施策について	平成24年9月6日 情報技術犯罪対策課 警 備 企 画 課 情 報 技 術 解 析 課
-------------------------------------	------------------------------	--

1 策定背景・概要

平成23年中は、ネットワーク利用犯罪の検挙件数が過去最高を記録したほか、本年に入ってからも、我が国の政府機関等に対し、国際ハッカー集団「アノニマス」の関連が疑われるサイバー攻撃事案が発生するなど、サイバー空間の脅威は増大している。このような情勢を踏まえ、昨年10月に制定した「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」に掲げた施策を具体的に推進するため、平成25年度に向けた体制整備等に関し、検討・推進すべき施策を4つの重点に分類して示したもの。

2 骨子

(1) 国民生活を脅かすサイバー犯罪への対処能力の向上

深刻な近年のサイバー犯罪情勢に対処するため、都道府県警察における体制の強化、不正アクセス事犯の取締り等の施策を検討・推進する。

(2) 国の重要な情報やシステムを標的としたサイバー攻撃への対処能力の向上

政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等へのサイバー攻撃に対処するための体制を強化するため、「サイバー攻撃対策隊」「サイバー攻撃対策官」の新設、サイバー攻撃に関する情報の分析体制の強化等の施策を検討・推進する。

(3) 国際連携の強化

外国の捜査機関等との間での緊密な協力体制を構築するため、多国間協議への積極的な参画やサイバー犯罪捜査に係る外国の捜査機関等との連携強化等の施策を検討・推進する。

(4) 情報通信技術の高度化や法改正を踏まえた解析体制・執行力の確保

情報通信技術の高度化や新たな法整備を踏まえた十分な解析体制・現場執行力を確保するため、警察職員に係る教育・訓練の強化、情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析体制の強化等の施策を検討・推進する。

第1 裁判員裁判対象事件に係る試行

1 実施状況（平成20年9月から平成24年7月まで）

2,710件、2,967回

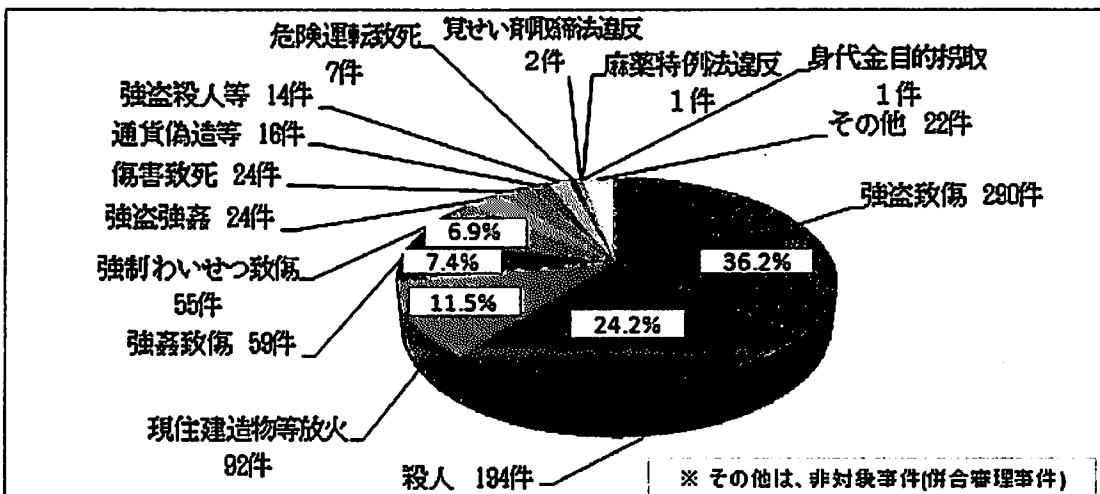
※平成20年9月～同21年3月は一部県で実施

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
20年度						12	9	10	13	8	14	8	74
21年度	21	20	35	41	40	29	30	32	30	23	23	34	358
22年度	17	26	45	29	34	39	29	32	36	26	22	24	359
23年度	28	51	82	98	94	100	108	114	121	82	111	129	1,118
24年度	138	201	224	238									801

2 試行指針改正後の実施状況（平成24年4月から同年7月まで）

801件、1,051回

(1) 罪種別実施件数



(2) 拒否事案 ~ 件数 57 件

拒否理由	件数
① 録音・録画されることに対する羞恥心や嫌悪感	12
② 録音・録画の意義に対する疑惑や警戒心	15
③ 共犯者の報復に対する恐怖心等	1
④ 弁護人による指導等	18
⑤ その他	11

(3) 実施時期

	回数	割合
送致前	441	42.0%
逮捕3日目から7日目 (勾留5日目まで)	103	9.8%
逮捕8日目から12日目 (勾留6日目から10日目まで)	139	13.2%
逮捕13日目から17日目 (勾留11日目から15日目まで)	263	25.0%
逮捕18日目以降 (勾留16日目以降)	96	9.1%
追送致	9	0.9%

(4) 実施時間

平均20分

最長109分、最短1分

	回数	割合
10分未満	171	16.3%
10分～20分未満	493	46.9%
20分～30分未満	212	20.2%
30分～40分未満	90	8.6%
40分～50分未満	39	3.7%
50分～60分未満	20	1.9%
60分以上	26	2.5%

(5) 実施場面

	回数	割合
弁解録取を行う場面	181	17.2%
供述調書に録取する前に録音・録画する場面(プレビュー)	196	18.6%
供述調書の読み聞け、署名・指印等の場面	465	44.2%
既に作成された供述調書等に録取されている内容について質問する場面(レビュー)	161	15.3%
その他	48	4.6%

(6) 否認の実施状況

	回数	割合
全部自白	694	66.0%
一部否認	310	29.5%
犯意	220	20.9%
行為	73	6.9%
共謀	9	0.9%
その他	8	0.8%
全部否認	38	3.6%
その他	9	0.9%

(7) 複数回実施状況

	件数	割合
1回	618	77.2%
2回	153	19.1%
3回	16	2.0%
4回以上	14	1.7%

(8) 録音・録画DVの公判での利用状況

○ 証拠開示

平成20年9月以降453件を把握。うち平成24年4月以降では、69件を把握。

○ 証拠調べ

平成20年9月以降6件、公判において証拠調べが行われた。うち平成24年4月以降では1件。

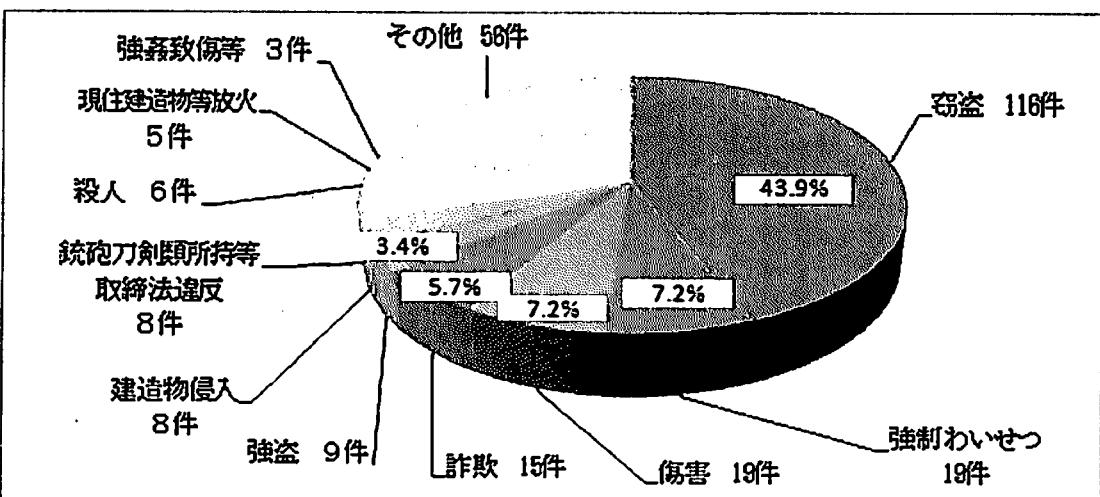
第2 知的障害を有する被疑者に係る試行

1 実施状況(平成24年5月から平成24年7月まで)

264件、425回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
24年度	72	93	99										264

(1) 罪種別実施件数



(2) 拒否事案 ~ 件数 11 件

拒否理由	件数
① 録音・録画されることに対する羞恥心や嫌悪感	4
② 録音・録画の意義に対する疑惑や警戒心	2
③ 共犯者の報復に対する恐怖心等	
④ 弁護人による指導等	
⑤ その他	5

(3) 知的障害を有することにより試行対象と判断した事由

判断事由	件数
① 知的障害に係る公的な認定がある	247
② 取調べにおける供述内容・態度等から判断	149
③ 生育歴等に関する家族等関係者からの聴取結果	98
④ その他の資料	70

※ 複数回答あり

(4) 実施時期

	合計	割合
送致前	75	17.6%
逮捕3日目から7日目 (勾留5日目まで)	168	39.5%
逮捕8日目から12日目 (勾留6日目から10日目まで)	98	23.1%
逮捕13日目から17日目 (勾留11日目から15日目まで)	63	14.8%
逮捕18日目以降 (勾留16日目以降)	12	2.8%
追送致	9	2.1%

(5) 実施時間

	合計	割合
10分未満	61	14.4%
10分～20分未満	153	36.0%
20分～30分未満	102	24.0%
30分～40分未満	48	11.3%
40分～50分未満	31	7.3%
50分～60分未満	14	3.3%
60分以上	16	3.8%

(6) 実施場面

	回数	実施率
① 被疑者との質問・応答の状況	93	21.9%
② 供述調書への録取前に供述内容等を確認する状況	247	58.1%
③ 供述調書の読み聞かせ・署名指印等の状況	42	9.9%
④ その他の場面	43	10.1%

※ 実施場面が複数に該当する場合は、主要な場面に計上

(7) 供述調書等の形式

	回数	割合
通常	244	57.4%
問答	88	20.7%
報告書	8	1.9%
その他	10	2.4%
なし	75	17.6%

(8) 複数回実施状況

	件数	実施率
1回	173	65.5%
2回	63	23.9%
3回	14	5.3%
4回	3	1.1%
5回以上	11	4.2%

公安委員会 説明資料No. 7	名古屋市における女児監禁事件 の発生・検挙について（愛知県警察）	平成24年9月6日 捜査第一課
--------------------	-------------------------------------	--------------------

1 被害者

住居 愛知県名古屋市

A 子 7歳

2 被疑者

住居 愛知県名古屋市

職業

23歳

3 逮捕関係

逮捕日：平成24年9月3日(月)

逮捕罪名：監禁 刑法第220条

逮捕種別：現行犯逮捕

4 事案の概要

被疑者は、平成24年9月3日の朝、通学途中の被害者を自室に無理やり連れ込み、同日夜までの間、被害者を同室内から退去できないようにして監禁したもの。

5 逮捕の経緯

愛知県警察においては、9月3日の朝、被害者の母親からの通報により行方不明事案として捜査中のところ、被害者が居住マンションから出でていない可能性が高いと判断し、その後、被疑者宅が居留守をしている状況がうかがわれたことから、捜査員が室内を確認した結果、被害者を無事発見、保護した上、監禁の現行犯人として逮捕したもの。

また、同室内から被疑者の父親の遺体が発見されたもの。

公安委員会	広島市における女児監禁事件 の発生・検挙について(広島県警察)	平成24年9月6日 捜査第一課
説明資料No. 8		

1 被害者

住居 広島県広島市

A 子 12歳

2 被疑者

住居 東京都世田谷区

職業

20歳

3 逮捕関係

逮捕日：平成24年9月4日（火）

逮捕罪名：監禁 刑法第220条

逮捕種別：現行犯逮捕

4 事案の概要

被疑者は、平成24年9月4日午後9時ころ、広島市中区内の路上において、同人が乗車中のタクシーのトランク内に、旅行カバンに押し込んだ被害者を閉じこめ、監禁したもの。

5 逮捕の経緯

被疑者は、広島市西区内において、塾帰りのため母親の迎えを待っていた女児をナイフで脅し、所携の旅行カバンに押し込んだ後、タクシーを停車させ、トランク内に同カバンを入れ発進させた。

トランクから物音がすることを不審に感じた運転手がトランク内を確認してカバン内の女児を発見、依頼を受けた通行人が110番通報し、臨場した警察官が現行犯逮捕したもの。

1 暴力団犯罪の検挙状況等

(1) 検挙状況

区分	年次	H20	H21	H22	H23		H24	増減
					(1~6月)	(1~6月)		
暴力団構成員等の検挙人員		26,064	26,503	25,686	26,269	12,592	11,571	-1,021
うち構成員の検挙人員		7,197	6,776	6,216	5,982	2,990	2,761	-229
うち準構成員その他の周辺者の検挙人員		18,867	19,727	19,470	20,287	9,602	8,810	-792
暴力団構成員等の検挙件数		56,612	55,855	51,031	54,098	25,230	22,354	-2,876

- 脅迫、詐欺等を除き、検挙人員が減少
- 関係企業や共生者の利用、各種事業活動への進出、各種融資制度の悪用等により、資金獲得活動を一層潜在化、多様化

(2) 山口組・弘道会に対する集中取締り

区分	年次	H20	H21	H22	H23		H24
					(1~6月)	(1~6月)	
山口組直系組長		4	6	25	17	10	11
弘道会直系組長		—	3	11	19	11	3
弘道会直系組織幹部		—	14	32	42	29	15

※ H20については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

(3) 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

- 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が4件(-16件)発生
- 事業者襲撃等事件については、山口組傘下組織組長らを爆発物取締罰則違反等で(京都・奈良、1月)、工藤會傘下組織幹部らを銃刀法違反で(福岡、6月)それぞれ検挙
- 道仁会と九州誠道会との対立抗争に起因する不法行為が2件(-5件)発生

(4) 銃器発砲事件の発生状況等

- 銃器発砲事件が10件(-7件)発生
- 山口組傘下組織組長らが倉庫内に手りゅう弾様のものと共に隠匿していた拳銃7丁と実弾72発を押収(福井、6月)

2 暴力団対策法の施行状況等

- 道仁会と九州誠道会との対立抗争により、事務所使用制限命令を14件発出(+1件)

2 ~
6 頁6 ~
7 頁7 ~
10 頁10 ~
11 頁17 ~
27 頁

<ul style="list-style-type: none"> ○ 中止命令は1,046件（-72件）、再発防止命令は38件（-3件） ○ 暴力団排除条例の適用状況については、勧告33件、中止命令1件、検挙4件等 	
<p>3 社会全体による暴力団排除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業のほか、銀行業、建設業、プロスポーツ界等各種業界等からの暴力団排除を推進 	27～ 32頁
<p>4 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各省庁、自治体、業界団体等と連携を図りながら、東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除を推進 ○ 復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪の検挙件数が増加（10件（+5件）） 	32～ 33頁
<p>5 今後の取組方針</p> <p>(1) 改正暴力団対策法の効果的な運用 特定危険指定暴力団及び特定抗争指定暴力団の指定、適格都道府県センターの認定等による改正暴力団対策法の効果的な運用</p> <p>(2) 事業者襲撃等事件の捜査の徹底と保護対策の強化 捜査を徹底して被疑者を検挙するとともに、暴力団排除に取り組む者の安全を確保するため、保護対策をより一層強化</p> <p>(3) 対立抗争事件の捜査の徹底と抗争の拡大防止 捜査を徹底して被疑者を検挙するとともに、事務所使用制限命令の発出等により、抗争の拡大を防止</p> <p>(4) 山口組・弘道会対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山口組・弘道会を支える中枢幹部の徹底検挙 ○ 暴力団関係企業・共生者に重点を置いた資金源対策の推進 <p>(5) 社会全体による暴力団排除の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団排除条例の効果的活用 ○ 公共事業や各種業・取引等からの暴力団排除の促進 ○ 東日本大震災の復旧・復興事業における暴力団・暴力団関係企業等の介入阻止に向けた取組 <p>などを一層徹底し、暴力団の弱体化・壊滅を目指す方針</p>	

（※ 別紙省略）

1 態勢

- (1) 本年4月以降、福岡県警察において人員等を北九州地区に集中的に投入するほか、全国警察から機動隊を福岡県に派遣し、北九州地区における保護対策等を徹底。
- (2) 暴力団対策に関する協定に基づき、佐賀・熊本・山口県警察が、福岡県内の県境付近において警察車両で警戒。
- (3) 所要の装備資機材を福岡県に集中配備。

2 治安情勢等

- (1) 北九州地区における6・7月中の刑法犯認知・検挙件数

	認知件数	前年同期	検挙件数	前年同期
6月	1,303件	約19%減少	1,257件	約34%増加
7月	1,382件	約8%減少	323件	約8%減少

※ 5月の認知件数1507件（前年同期約18%減少）、検挙件数698件（前年同期約69%増加）。

- (2) 福岡県における6・7月中の工藤会構成員の検挙人員は13人（6月9人、7月4人）で、前年同期から3人減少。

※ 5月の工藤会構成員の検挙人員は11名（前年同期から6人増加）。

- (3) 主な事件の発生（6月以降）

- ・ 工藤会傘下組織元組長が射殺された事件（7月8日、筑紫野市）。
- ・ 飲食店が所在するビル2棟のエレベーターが連続して焼損された事件（8月14日、北九州市）。
- ・ 九州誠道会傘下組織組員が4人組の男に木製バットで殴打された事件（8月7日、柳川市）。
- ・ 道仁会傘下組織事務所に対して爆発物が投げつけられた事件（8月21日、久留米市）。

3 主な事件検挙等（6月以降）

- (1) 工藤会傘下組織組員らが、平成21年8月、北九州市内において、拳銃を発射し、建設会社役員宅に駐車中の車両3台を損壊（6月検挙）。
- (2) 自称建設会社経営者らを詐欺罪で検挙し、北九州市内の倉庫から、拳銃5丁及びロケットランチャー様の物を押収（6月押収）。
- (3) 工藤会傘下組織組員らが、滋賀県内において、覚醒剤約1キロ及びコカイン約300グラムを所持（7月検挙）。
- (4) 6月1日から7月31日までの間、北九州地区内で、職務質問により、工藤会の構成員及び準構成員らを覚せい剤取締法違反で11人を検挙。

公 安 委 員 会	シリアにおける邦人ジャーナリスト 殺害事件について	平成24年9月6日 国際捜査管理官
説明資料No. 11		

1 死亡者

45歳

2 状況

外務省によると、現地時間8月20日夕刻、シリア北部の都市アレッポにおいて、死亡者が所属する通信社の同僚記者とともに現地の状況を取材中、武装集団から銃撃を受け死亡したもの。

3 対応

(1) 本件事案を認知後、外務省等と連携して情報収集を実施。

※ 8月20日夜 キリス市（トルコ）の病院へ搬送され死亡確認

8月22日午前 アダナ市（トルコ）において、司法当局による検視・解剖実施

8月24日夕刻 イスタンブール空港（トルコ）から日本へ向け出発

(2) 警視庁では、8月26日に司法解剖を実施。

○ 死因 頸部射創による頸髄損傷

○ 主要所見 銃創9箇所、骨折4箇所、金属片4個

成傷器は銃器と思料

公安委員会	北朝鮮による拉致容疑事案と警察の取組	平成24年9月6日
説明資料No. 12について		外事課

1 経緯

- 昭和49～58年 拉致容疑事案（13件19名）が発生（別表1）
- 平成14年9月 第1回日朝首脳会談（平壌）において、金正日国防委員長（当時）が日本人拉致を認め謝罪
- 平成16年5月 第2回日朝首脳会談（平壌）において、金正日国防委員長（当時）が、安否不明の拉致被害者について白紙の状態で再調査すると言明
- 平成20年6月 日朝実務者協議（北京）において、北朝鮮側が「拉致問題は解決済み」との立場を変更して再調査を約束（その後、「調査委員会の立上げを差し控える」と連絡）
- 平成24年8月 日朝政府間協議（予備協議）において、日本側から、本協議で拉致問題を取り上げるよう主張

2 これまでの警察の取組（別表2）

(1) 拉致容疑事案への対処

- 元北朝鮮工作員に対する事情聴取を含め所要の捜査を推進した結果、昭和63年以降、計13件19名を拉致容疑事案と判断
- 拉致容疑事案の捜査を推進し、平成14年以降、8件11名の逮捕状を取得
- 平成16年10月、「北朝鮮による日本人拉致容疑事案捜査担当課長会議」を開催し、拉致容疑事案の全容解明に向けた警察の総合力の発揮と捜査の推進を指示（その後も逐次会議を開催）
- 平成18年1月、警察庁長官が、警察法に基づき、拉致容疑事案に対処するための警察の態勢に係る指示を実施

(2) 警察庁における体制の強化

- 平成18年4月、外事課に拉致問題対策室を設置
- 本年4月、拉致問題対策室長を長官官房参事官（拉致問題対策担当）に格上げ

3 今後の警察の取組

(1) 現状

- 拉致容疑事案13件のうち5件は被疑者の特定に至らず
- 拉致被害者の御家族等は、被害者を長年救出できること、高齢化で残された時間が少ないと等への心情を表明

(2) 対処

上記(1)の現状を踏まえ、各都道府県警察において、拉致容疑事案の全容解明等に向けた諸対策を更に推進（警察庁では、個別事案への一層きめ細かい指導・調整、9月12日に開催する全国外事担当課長（拉致問題対策担当）会議における指示等を通じ、取組の徹底を図る）

（※ 別表省略）

1 被害状況 (9/5現在)

死者： 15,854人 (3/7現在) → 15,870人 (+16人)

行方不明者： 3,271人 (3/7現在) → 2,846人 (-425人)

負傷者： 6,110人

全壊： 129,291戸、半壊： 264,004戸、床上・床下浸水： 36,179戸

2 警備体制

- ・ 発災以降、全ての都道府県警察から延べ100万人以上の警察職員を派遣
(岩手：約26万人、宮城：約34万人、福島：約40万人)
- ・ 最大時で約4,800人の警察職員を派遣し、3県合計で約12,800人体制を確保
(岩手：約1,400人、宮城：約1,900人、福島：約1,500人)
- ・ 現在、福島県に約440人を派遣中。警戒区域周辺における検問や警らに従事。

3 行方不明者の捜索状況 [1頁]

- ・ これまでに延べ約41万人を捜索に投入。最近でも陸地、河川、海中、がれきの中から遺体が発見された事例があり、今後も集中捜索を継続予定。

4 身元確認の状況 [2・3頁]

- ・ 被災3県の収容死体の全てについて検視等を完了。このうち、8月末現在で身元確認が済んだ遺体は15,576体 (98.6%)であり、本年3月12日以降で更に245体の身元を確認。身元不明の遺体は226体に。
- ・ 主たる身元確認の方法は、身体特徴所持品等が88.8%を占める。時間の経過に伴い、DNA型親子鑑定を併用した身元確認の割合が増加傾向。
- ・ 宮城、岩手両県において、似顔絵を作成して公表し、合計14体の身元を確認。岩手県において、ガン検診の保管検体の提供を受けてDNA型検査を実施し、1体の身元を確認。
- ・ 被災3県の身元確認済死体数のうち65歳以上の割合が56.4%。
- ・ 被災3県の死者のほとんどが溺死によるもの (14,308体 : 90.6%)。以下、焼死 (145体 : 0.9%)、圧死・損傷死・その他 (667体 : 4.2%) など。

5 行方不明者届の受理状況 [4頁]

- ・ 警察への行方不明者届の内訳をみると、60歳以上の割合が67.7%と大部分を占める (60歳代 : 565人、70歳代 : 784人、80歳代 : 518人、90歳代 : 113人)。

6 被災地における犯罪情勢 [5～7頁]

- ・ 被災3県における、震災後 (平成23年3月から本年8月末までの18か月) の刑法犯認知件数は、震災前18か月と比較し16.8%減少。全国平均の8.1%を大きく上回る。
- ・ 住民が長期間避難している原発周辺で空き巣等が増加 (双葉・南相馬・田村の3警察署管内での空き巣は震災前と比較し733.3%増、出店荒廃は295.0%増) しており、その後、減少に転じているものの、警戒区域の見直しに伴い住民が被害を確認し届出するケースが、未だに続いている。